

FOR TOMORROW

しづや 法人

申告納税は
 e-Tax で!!



(ダイヤモンド富士 矢澤久子氏)

2009.1
No. **491**
平成21年

あけましておめでとうございます

新年のごあいさつ	3
税務コーナー(法人税・源泉所得税・消費税・都税)	6
法人会事業アラカルト	10
環境問題をどう考えるか	13
都税コーナー	14

法人会掲示板 1^{睦月}

1月・(2月)実施する主な事業

- 1月8日 19ブロック役員会
- 1月9日 新年賀詞交歓会
- 1月16日 源泉研究部会研修会
- 1月19日 相続税セミナー
- 1月24日 明治座：観劇会
- 1月26日 14ブロック新年会
- 1月27日 経営安定セミナー
- 1月28日 女性部会新年会
- 1月29日 6ブロック税務講習会
- 1月30日 所得税確定申告書の書き方講習会
- 2月2日 15ブロック新年会
- 2月3日 源泉部会役員世話人会
- 2月16日 印紙税研修会
- 2月23日 消費税研修会

新職員のご紹介

11月10日(月)より、当会事務局職員となりました、西村由宏です。宜しくお願い申し上げます。



定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

- 日時 1月14日(水) 午後1時～4時
- 日時 1月21日(水) 午後1時～4時
- 日時 2月6日(水) 午後1時～4時
- 日時 2月20日(水) 午後1時～4時
- 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

- 日時 1月16日(金) 午後1時30分～4時
- 場所 渋谷区立商工会館 2F

該当の会社は是非ご出席下さい。

申告書用紙等発送予定日
法人税・消費税の確定申告書等

決算期	発送予定日
20年12月	21年1月下旬

1時間まで無料。お気軽にどうぞ!! 法人会の法律相談

1. 申し込み方法
 - (1) (社)東京法人会連合会事業課まで電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時～午後4時)
 - (2) その際、所属法人会名 法人名 相談者名 連絡先電話番号をお知らせください。
 - (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
 - (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所まで電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
 - (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで
- (祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。
2. 利用できる方
都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)
3. 相談内容
法律全般。(相続等会社業務以外の相談可。)
4. 担当法律事務所
羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543
5. 相談場所
上記法律事務所
6. その他
無料相談時間は1時間までです。((社)東京法人会連合会が負担します。)時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。
お問い合わせ先
(社)東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771

業務ソフトを体感できる! 個別に相談できる!

業務ソフト&システム開発 相談会

無料

弥生ビジネスパートナー・弥生ソリューションパートナー

株式会社 ゲインクリエイティブ

〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷3-20-1
トライビル2F

TEL 03-5304-8977 FAX 03-5304-8966
お申込・お問合せ 刑部(キョウブ)まで



1人1台担当者
作業が集中してしまふ

支社や営業所の子らが
すぐに見られない

弥生ネットワークシリーズが解決します

パソコンにトラブルが起きたら、
データも利用できない

貴重な業務情報を
社内で簡単に共有できない

新年のご挨拶



社団法人渋谷法人会
会長 柳田 道康

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて昨年前半は、一昨年から続いてさらに原油高が進み、ほとんどの商品やサービスが値上げとなり、乗用車の買い控え等経済に大きなダメージを与えましたが、それがようやく沈静化をみせたところで、リーマン・ブラザーズとAIGの破綻に端を発する世界的な金融危機に陥り、未だ解決の糸口すら見出せない状況です。

国内でも新たに次々と噴出する年金問題、雇用不安と政府も一昨年来主張してきた“景気は回復基調にある”という見通しを撤回せざるを得なくなったにもかかわらず、政府は実効ある景気回復策も全く示せない状況であります。

このような内外情勢の中、法人会を取り巻く状況は大変厳しくなっておりますが、昨年12月1日に施行されました公益法人制度改革に伴い、公益社団法人認定に向けた事業改革の推進をしていかなければなりません。

法人会は、「良き経営者を目指すものの団体」として会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展のために活動しており、会員企業の発展・支援に努めております。

また、社会貢献委員会を通して“シブヤキーブグリーン”と銘打って、渋谷区内の公園に植樹をしたり、渋谷駅前の清掃活動など地域に密着した事業活動に取り組んでまいりました。

本年は政治経済の安定と回復により明るい年となりますことを願い、併せて会員企業のご繁栄とご多幸を祈念申し上げ新年のご挨拶といたします。

謹賀新年



本年も一層のご協力をお願いします (順不同 敬称略)

会長	柳田道康	常任理事	和田富士雄	理事	石井沙与子	理事	中村浩士
副会長	村田忠彦	"	福田勝則	"	大塚英雄	"	村田晋一
"	五月女進一	"	田中茂	"	渡辺博	"	柳沢憲輔
"	八木原保	"	奥畑茂	"	桑原保	"	安原喜一郎
"	石田重仁	"	村田英郎	"	小松良郎	"	滝島聡
"	岩田利延	"	稲垣俊勝	"	小林英雄	"	鈴木庄治
"	福井貞夫	"	藤田幸直	"	伊藤哲	"	光山和徳
"	多治見孝子	"	久世義昭	"	浅妻正行	"	羽田秀光
専務理事	相澤悟	"	大平秀則	"	新居常男	"	野口アキラ
常任理事	平野恒雄	"青年部会長	増田泰雄	"	近藤英三	"	甲田幸男
"	雨宮孝幸	"女性部会長	森美恵子	"	福井恒夫	"	須藤昭一
"	黒澤公博	理事	長島祐司	"	大石隆士	"	宮岡誠穂
"	鈴木猛	"	加藤清治	"	山崎登美子	"	樋泉涼秀
"	柴田修治	"	佐藤俊雄	"	平田弁次	"	鈴木清久
"	名取康佑	"	佐藤正人	"	山田英治	"	羽根田忠夫
"	藤木庸佑	"	東宣昭	"	有馬清種	"	百瀬智
"	長谷川隆	"	二渡永八郎	"	星野勇介	"	高野喜好
"	梅原伸二郎	"	海老澤宏	"	高木總輔	監事	遠藤彦吉
"	堀内利夫	"	朝倉徳道	"	荻英夫	"	斎藤豊太郎
"	杉本一二	"	杉浦賢吉	"	佐伯英文	"	大塚巖
"	穴戸英健	"	二宮秀泰	"	福田武敬		

正しい税知識を学ぼう



新年の
ご挨拶



渋谷税務署
署長 **内田 景俊**

新年明けましておめでとうございます。

平成21年の年頭に当たりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。会員の皆様方には、平素から税務行政全般に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「渋谷くみんの広場」における税のPR活動や税務研修会、講習会等を通じて、税知識の普及や納税道義の高揚に努められておられ、加えて昨年は、「日本の緑は渋谷から」をキャッチフレーズに、今後10年間で120ヶ所の公園に植樹する事業を開始されるなど、税の啓蒙に資する多彩な事業や社会貢献事業を積極的に展開されておられる皆様方の熱意とご労苦に心から敬意を表する次第であります。

また、現在、私どもが最重要課題として取り組んでおりますe-Taxの利用促進に関しましてもパソコンを操作しての実務研修を実施していただくなど、その普及に大きく貢献されておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

ところで、最近の我が国は、経済社会のIT化、グローバル化などにより取引が国際化、複雑化し、また少子高齢化が急速に進展するなど著しい変化の中にあつて、税務行政においてもこれらに的確に対応していくことが必要であると考えております。私どもといたしましては、時代の変化に迅速に対応し、税務行政の使命である「適正・公平な課税の実現」と「期限内納付の確立」に向け、納税者の目線を意識した税務行政に今後とも傾注してまいり所存でございます。

つきましては、渋谷法人会の皆様方には、従来にも増しますご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。渋谷法人会と会員の皆様にとりまして、本年が更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。



新年の
ご挨拶



東京都渋谷都税事務所
所長 **兼森 雅夫**

新年あけましておめでとうございます。

平成21年の年頭にあたりまして、社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のお祝いを申し上げます。旧年中は、柳田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。昨年中は、固定資産税及び地方法人特別税、地方税の電子申告（eLTAX）説明会等の開催にあたり、格別なご配慮を賜り、改めて心より御礼申し上げます。

さて、昨年6月、東京はシカゴ、リオデジャネイロ、マドリードとともに2016年のオリンピック開催立候補都市となりました。開催地の決定は今年の10月となりますが、オリンピック関連を含め今後一層、環境対策をはじめとした、東京都が直面する諸課題に的確に対応しつつ、将来の東京の継続的發展に不可欠な取り組みを進めていくことが必要と考えております。

また、税制面におきましては、平成20年度の税制改正により地方法人特別税（国税）が新設されました。新設されたとはいえ現行の法人事業税の一部を分離し、国税の地方法人特別税に振替る制度となっているため、各法人の税負担に変わりはありません。平成20年10月1日以後に開始する事業年度が適用となりますので、ほとんどの法人は、平成21年10月からの適用となります。

一方、IT化に向けたサービスを一層充実させるため、昨年9月に導入いたしました事業所税の電子申告とともに、法人二税等の電子申告（eLTAX）の利用率を一層向上させてまいりたいと考えております。会員の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

様々な東京都の施策を実施していくためには、必要な歳入を確保していくことが不可欠です。このため、都税の賦課徴収を担当する渋谷都税事務所といたしましては、本年も公正・公平・効率的な税務行政の推進に努めてまいり所存でございます。

渋谷法人会の皆様には、東京都の税務行政に対しまして、なお、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この新しい年が、渋谷法人会と会員の皆様にとりまして、更なるご発展とご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

新年のご挨拶



東京税理士会渋谷支部
支部長 **原田 愿次**

新年明けましておめでとうございます。
法人会の会員の方々におかれましては、ご家族お揃いで、お健やかな初春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年中は、当支部会員を税務相談講師として、多数の会員をお招きいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、日本経済の現状は、一昨年の米国におけるサブプライム問題から端を發し、リーマンブラザーズ証券の破綻による世界的金融危機が生じ、米国経済の不透明感、円高株安により、日本経済にもかなりの打撃が生じ、それに伴い、中小企業の経営にも手痛い打撃を受けた感がいたします。一方、政府（麻生総理大臣）による税制面での今後について、少子高齢化による社会保障負担増に伴う消費税率引き上げについて発言がありました。現在の経済状況を見る限り、すぐに消費税率引き上げに結びつくかは疑問ではありますが、数年先には、年金支給額増加に伴い、確実に引き上げられると思われます。また、中小企業経営者にとりましては、朗報とも言うべき「中小企業事業承継円滑化法」が昨年10月1日に施行されました。これは、中小企業の事業承継を税制金融面から支援すべきとの観点から施行されたものと思われます。今後は、税の専門家である税理士と十分にご検討され、ご活用下さるよう期待しております。今後も税理士会では、法人会会員方々の立場にたって、税制改正等を要望していきたいと思っております。

最後になりますが、大変厳しい時代ですが、本年が会員皆様方の飛躍の年になりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



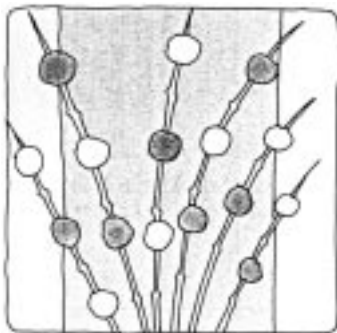
●おせち

正月の時に用意する料理。平安時代の朝廷の儀式、元日節会の供え物に由来する。このころは、元日だけでなく、3月3日の上巳祓（じょうしのはらえ）や5月5日の端午の節

会などでも供された。三方に昆布や米、ダイダイなどを飾った飾り物で「蓬菜」や「食積（くいつみ）」と呼ばれた。

神に供えた後、家族で食べるおせち料理として庶民に広まったのが江戸時代中期。黒豆と田作り、数の子の三品が基本で、合わせて祝い肴という。これに関西ではたたきゴボウが欠かせない。それぞれにいわれがある縁起物だ。

最近では、デパートなどで料亭やホテルの名前を冠したおせち料理の需要が伸びている。せっかく



の正月休暇をのんびり過ごしたいと考える人が増えたためなのだろう。おせちに込められた正月を祝う意味が少しずつ薄れているようだ。

●福袋

松阪屋の前身の呉服店が1911年、多可良函（たからばこ）として売り出したのが原型という。五円分の雑貨を五十銭で売り出したところ、長蛇の列ができるほどの人気だったという。

いろいろなものを詰め合わせて、客に選んでもらう福袋だが、かつては売れ残り品を詰め合わせていた時代もあった。しかし、近年は、中身の情報がネットで瞬時に広まる時代。各店とも工夫を凝らしている。

有名ブランド品の詰め合わせなどのほかに、有名トレーナーの直接指導を受けられるトレーニング体験や農業体験付きの米、プロのカメラマンが愛犬を撮影してカレンダーにしてくれるサービスなど、話題になる企画に知恵を絞る。商品をあらかじめ告知して年内に予約を受け付ける福袋も登場。初売りの楽しみを倍増してくれる。

この社会あなたの税が生きている



法人税 ひとくちメモ

事前確定届出給与の定めどおりに 支給されたかどうかの判定

Q 当社（年1回3月決算）では、平成20年6月26日の定時株主総会において、取締役甲に対して、定期同額給与のほかに、同年12月25日及び平成21年6月25日にそれぞれ300万円を支給する旨の定めを決議し、提出期限までに所轄税務署長へ届け出ました。

この定めに従い、当社は平成20年12月25日には300万円を支給しましたが、平成21年6月25日には、資金繰りの都合がつかなくなったため、50万円しか支給しませんでした。

この場合、平成20年12月25日に支給した役員給与についても、損金の額に算入されないこととなるのでしょうか。

A 事前確定届出給与として当該事業年度の損金の額に算入される給与は、所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給するもの、すなわち、支給時期、支給金額が事前に確定し、実際にもその定めのとおり支給される給与に限られます。したがって、所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、事前確定届出給与に該当しないこととなりますが、ご質問のように、2回以上の支給がある場合にその定めのとおり支給されたかどうかをどのように判定するのか、という問題があります。

この点、一般的に、役員給与は定時株主総会から次の定時株主総会までの間の職務執行の対価であると解されますので、その支給が複数回にわたる場合であっ

ても、定めどおりに支給されたかどうかは当該職務執行の期間を一つの単位として判定すべきであると考えられます。

したがって、複数回の支給がある場合には、原則として、その職務執行期間に係る当該事業年度及び翌事業年度における支給について、その全ての支給が定めどおりに行われたかどうかにより、事前確定届出給与に該当するかどうかを判定することとなります。

例えば、3月決算法人が、平成20年6月26日から平成21年6月25日までを職務執行期間とする役員に対し、平成20年12月及び平成21年6月にそれぞれ200万円の給与を支給することを定め、所轄税務署長に届け出た場合において、平成20年12月には100万円しか支給せず、翌年6月には満額の200万円を支給したときは、その職務執行期間に係る支給の全てが定めどおりに行われたとはいえないため、その支給額の全額（300万円）が事前確定届出給与には該当せず、損金不算入となります。

ただし、ご質問のように、3月決算法人が当該事業年度（平成21年3月期）中は定めどおりに支給したものの、翌事業年度（平成22年3月期）において定めどおりに支給しなかった場合は、その支給しなかったことにより直前の事業年度（平成21年3月期）の課税所得に影響を与えるようなものではないことから、翌事業年度（平成22年3月期）に支給した給与の額のみについて損金不算入と取り扱っても差し支えないものと考えられます。

詳しくは、法人課税第1部門審理担当にお尋ねください。TEL 03-3463-9181

国税庁ホームページ「<http://www.nta.go.jp>」もあわせてご覧ください。

源泉所得税



平成20年分の年末調整事務について 昨年と比べて変わった点（その3）

～源泉徴収義務者が納税者に対し交付する書類で

電磁的方法による提供が可能なもの～

Q 源泉徴収義務者が納税者に対し交付することとされている書類のうち、書面による交付に代えて電磁的方法により提供することができるものの範囲がひろがったと聞きましたが、どのようなものが追加になったのでしょうか？

A 国内において給与等、退職手当等、公的年金等又はその他一定の所得の支払をする者は、そ

の支払を受ける者に対し、これらの支払に係る源泉徴収票及び支払明細書等（以下「源泉徴収票等」といいます。）を交付することとされています。また、これらの源泉徴収票等のうち、給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書については、一定の要件の下、書面による交付に代えて、その記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。

平成19年度の税制改正により、退職所得・公的年金等の源泉徴収票や退職手当等・公的年金等の支払明細書等に記載すべき事項について、平成20年1月1日以後、給与所得の源泉徴収票及び給与等の支払明細書と同様に、電磁的方法による提供ができることとされました。

詳しくは、法人課税第4部門（源泉所得税担当）までお尋ねください。TEL 3463-9181（内線 5042）

消費 税

Q&A

今回は、「輸出物品販売場における物品の譲渡」についてのQ&A第3弾です。

輸出物品販売場以外の場所での販売

Q 当社は、洋品雑貨小売業を営んでおり輸出物品販売場の許可を受けています。

ところで、当社は港に近いので、外国の船舶が入港した場合、その港に出向き、そこで乗組員に販売することがあります。

この場合も、購入記録票を作成するなど一定の書類をそろえれば免税販売することができますか。

A 輸出物品販売場とは、非居住者に対して一定の方法で免税販売することができるものとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいいます。

御質問の場合の港での販売は、こうした輸出品販売場における販売に該当しませんので、消費税の輸出免税の対象となりません。

ただし、税関長発行の積込承認書等により輸出が証明された場合は、直接輸出したことによる免税規定が適用できます。

(参考事項)

免税販売するための手続は、

その非居住者に対して販売する際、旅券等の提示を受け、これにその非居住者が免税で購入した事実を記載した「輸出免税物品購入記録票」を貼り付ける。その非居住者から、購入後輸出するものであることの誓約を「購入者誓約書」を記載してもらい、これを保存する。

(注)「購入者誓約書」は、免税で販売した日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間保存しなければなりません。

詳しくは、法人課税第3部門までお尋ねください。

TEL 3463-9181 (内線 5032 ~ 5034)

都税事務所だより

Q&A

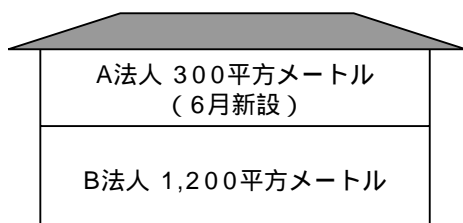
【事業所税】

Q A法人(12月決算)が、事業所500平方メートルを廃止して、兄弟会社(注)であるB法人(1,200平方メートル)が入居する家屋に300平方メートルの事業所を新設した場合、申告は必要ですか？

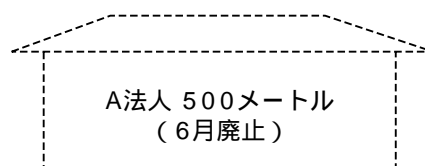
また、倉庫などの従業員が常駐していない事業所等も申告する必要がありますか？

A A法人については、「みなし共同事業」に該当し、資産割の免税点を超えるため、納付申告が必要になります。この場合、廃止した事業所についても月割で課税標準に含まれます。

同一家屋(23区内)



別家屋(23区内)



A法人の免税点の判定

$$300\text{m}^2 + (1,200\text{m}^2) = 1,500\text{m}^2 > 1,000$$

課税標準の算定

$$(300\text{m}^2 \times 6 / 12) + (500\text{m}^2 \times 6 / 12) = 400\text{m}^2$$

(注) A法人、B法人それぞれの発行済株式の50%超をC法人が保有しており、同族会社に該当するものとします。

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであるか否かは問わず、事業の必要から設けられた人的、物的設備で継続して事業が行われる場所をいいます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫等をいいます。

従業員が常駐しない倉庫などであっても、通常それを管理する事業所等と一体となって事業の用に供されているため、当該事業所等と併せて申告する必要があります。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

税務署法定調書及び所得税還付申告のお知らせ(e-Tax等)

税務署法定調書の提出期限は平成21年2月2日(月)です

「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等の「法定調書」の提出期限は、平成21年2月2日(月)です。早期提出にご協力をお願いいたします。

1 法定調書の提出枚数

一支払先につき原則として1枚です。

2 給与所得の源泉徴収票記載上のご注意

記載に当たっては「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。記載漏れのないよう、ご注意ください。

3 その他記載上のお願

- (1) 法定調書の「番号」欄には、渋谷税務署の場合「01141」と記載してください。
- (2) 法定調書と一緒に提出する「法定調書合計表」は、税務署から送付された提出用の「合計表」を使用してください。

ください。

4 郵送等で提出される場合

郵送等による提出で税務署の收受印を押印した「法定調書合計表」の「控」を必要とされる場合には、控用と返信用封筒を同封してください。

5 e-Tax及び光ディスク等による提出

税務署に提出する法定調書は、e-Tax及び光ディスク等により提出することもできます。e-Tax及び光ディスク等により法定調書を提出するための必要な手続きについては、渋谷税務署(資料情報担当)へお尋ねください。

[問い合わせ先]

渋谷税務署 個人課税第7部門(資料情報担当)
TEL 3463-9181

所得税の還付申告をされる方へ！

還付申告の方は、1月から確定申告書を提出することができます。

ご自分で作成し、提出はお早めに！

- ・還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- ・振込み口座は、申告者(本人)名義に限ります。
- ・転居や結婚等により住所・氏名が変わったときは、金融機関で変更の手続きをしてください。
- ・記載相違、記載漏れや書類(源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類)の添付漏れ等がある場合には、税金を還付できないことがあります。



今年の確定申告は、是非、e-Tax(イータックス)で申告を！

平成20年分の所得税の確定申告をe-Taxで申告すると、次のメリットがあります。

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(贈与税は除く)に、電子証明書を添付して、そのまま送信(提出)できます。

電子証明書を添付して確定申告をすると、最高5,000円の税額控除を受けることができます。

(平成19年分で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類の提出又は提示を省略できます。

(内容確認のため、確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。)

還付金を早く受け取ることができます。(e-Taxで申告された所得税の還付申告書は早期処理しています※3週間程度に短縮。)

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

〔 所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書
消費税等の確定申告書・贈与税の申告書 〕が作成可能！

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウトした確定申告書等は、そのまま税務署に提出することができます。

適用される特例の内容等により、ご利用できない場合がありますので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

問い合わせ 渋谷税務署 個人課税部門 TEL 3463-9181(自動音声対応)

所得税から住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)を引ききれなかった方へ

平成11年1月1日から平成18年12月31日までの間に入居した方で、住宅ローン控除を所得税から控除しきれなかった方は、控除しきれなかった分が住民税(所得割)から控除されます。

申告期限までに「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別控除申告書」を提出する必要があります。

(詳しくは、渋谷区役所 税務課(Tel 3463-1211)へお尋ねください。)

会員の増加は、会員のメリットに通じる

公益法人制度が変わりました

現行の公益法人制度を抜本的に変える、新たな公益法人制度が平成20年12月1日から始まり
ました。

新制度では、これまで一体であった法人の設立と公益性の判断が分離され、登記のみで法人
が設立できる制度（一般社団法人・一般財団法人）が創設されました。そのうち公益目的事業
を行うことを主たる目的とする法人は、行政庁（内閣府又は都道府県）に申請し、民間有識者
による委員会の意見に基づいて公益認定を受け、「公益社団法人・公益財団法人」として移行
でき、主務官庁制が廃止になります。

新制度への移行について

- * 当会は、平成20年12月1日法律施行日から特例民法法人として、5年以内（平成25年11月30日）に新制度に移行。
- * 公益認定を受けた場合は、公益社団法人へ移行となり、名称変更の登記の手続きを行う。
- * 公益認定を受けずに登記のみにした場合は、一般社団法人へ移行になり、合議制機関に既存の財産及び公益性のある事業に付随する収入を当該事業で使いきる為の「公益目的支出計画」を提出し、これについて監督を受ける。
- * 5年以内に何もしない場合は、解散になります。

法人会の対応は

～公益認定の社団法人を目指す～

法人会は、
“税”と“経営”と“社会貢献”の基本方針の三つ柱
をもって公益活動を行う団体

公益認定に特に必要な3大要件 公益目的事業 不特定多数を対象
公益目的事業費率50%超

家族の安全を乗せてるタイヤ
BRIDGESTONE
安全もエコも譲らない。
ブリヂストンのエコ対応商品

e-Taxを体験してみよう！

法人会
事業
アラカルト

シブヤキーブグリーン式典並びに
植樹式を開催

去る11月19日(水)渋谷法人会では、来賓に内田渋谷
税務署長、桑原渋谷区長、木村区議会議長他、多数の
町会役員の方々をお迎えし、「シブヤキーブグリーン」
式典並びに植樹
式を開催した。
この催しは、渋谷法人会の地域
に密着した社会
貢献活動の一環
として、渋谷区



ご来賓

の緑化の推進と環境活動を渋谷
区との協働事業として渋谷区内
の公園の植樹に取り組むことに
いたしました。

当日は、晴天に恵まれご来賓
含め約100名のご出席をいた
だき、鍬入れ式は、柳田法人会会
長、桑原渋谷区長、木村渋谷区
議会議長にお願いした。

「シブヤキーブグリーン」の理念

今年7月の洞爺湖サミットで
は(環境・気候変動)も主要議
題として取り上げられました。
温暖化、資源枯渇等に対処する
為、世界中がCO₂削減に取り組み美しい地球を守って
いくことが共通認識となっております。渋谷区は明治
神宮、代々木公園、神宮の森があり、とても緑の多い
エリアに位置しています。



柳田会長挨拶



八木原社会貢献委員長挨拶



会場受付風景



会場受付



植樹標

そこで、渋谷法人会は渋谷区と協力し、地域の小さ
な場所を利用して植樹をすることにより、緑を通した
地域社会貢献活動を実施します。

(具体的活動)

1. 渋谷区内に10か年計画で300本程度を植樹してい
きます。
初年度は、神宮通公園・美竹公園・代々木深町公
園・代々木大山公園・広尾公園・恵比寿公園に植
樹いたします。
2. 樹木名：ソメイヨシノ、欒、金木犀、シマトネリ
コを公園の状況を踏まえ植樹し、管理については
区環境保全課の他、関係所管に一任する。



神宮通公園



代々木深町公園



広尾公園



美竹公園



代々木大山公園



恵比寿公園



美竹公園キンモクセイ



代々木大山公園ソメイヨシノ



恵比寿公園シマトネリコ



美竹公園キンモクセイ標



代々木大山公園ソメイヨシノ標



恵比寿公園シマトネリコ標

振替納税を利用しよう

広報委員会を開催

去る12月4日(木)午後4時より法人会館において、定例の広報委員会を開催した。平成20年10月号、11月号、12月号の反省と新年号、2月号、3月号の掲載予定内容を検討した。続いてホームページの「法人会なかまネット」の説明を受けた。法人会では、この法人会なかまネットを通して色々なサービスを展開していきますので、まずメールアドレスのご登録をお願いいたします。



広報委員会議案審議

出席者は、渋谷税務署から町田法人税第一統括官、登坂審理担当調査官。

広報委員会は、岩田委員長他13名。

ブロック通信

第7・8・9・10・11・12ブロック 合同研修会を開催

去る11月17日(月)午後4時より、渋谷東武ホテルに於いて第7・8・9・10・11・12ブロックの合同研修会を開催した。

当日は、堀内第10ブロック長の司会で始まり、石田副会長の挨拶、藤木第7ブロック長の挨拶に続いて渋谷税務署法人課税部門、総務担当副署長の菅原亮一氏



ブロック長代表挨拶：
堀内第10ブロック長



石田副会長の挨拶

に「税のよもやま話」と題して、江戸時代の税や商業の盛んだった堺の話をお聴きした。

その後同所において、梅原第9ブロック長の司会により署も交えて懇談会を催し、それぞれ名刺交換や情報交換をして盛り上がり、有意義な時間となった。



講師：菅原副署長



講演会風景

ブロック税務講習会を開催



第4・5ブロック合同税務講習会：
柳田会長挨拶

渋谷法人会では、今年度も税法改正についてのブロック別の講習会を各ブロックで開催いたしました。これから開催を予定しているブロックもありませんので、ご案内が届きましたら是非ご出席下さい。

ご案内は、お葉書または封書

でお届けします。

今後開催予定のブロック

第6ブロック：
平成21年1月29日(木)



第4・5ブロック合同税務講習会

塗料・建築仕上塗材の総合商社

株式会社 **イビナ**

代表取締役社長 海老名 孝

本社 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前6丁目18番10号 TEL3409-8799 FAX3409-8799

この社会あなたの税が生きている



講師：二野審理担当上席



講師：堀審理担当上席



署挨拶：町田第一統括官



第2ブロック税務講習会

第20ブロック研修会

(ブロック長 久世義 昭)

日時 11月26日(水) 13時45分～19時

行き先 貨幣博物館、
日本銀行、
屋形船

参加者 30名



日銀西門

渋谷法人会21ブロック移動研修会

(ブロック長 大平 秀則)

去る10月21日、22日の1泊2日で日光でのバス移動研修会を開催した。

21日午前8時45分に神宮前を出発、バスの中にて日光東照宮にまつわる歴史的資料を配付し、一路日光に向かった。

日光でははじめの立ち寄り先の造り酒屋「渡邊佐平商店」では、日本酒の酒類と米の精米度合いとの関係を学び、酒税が樽出し税であること等を学んだ。

次に、先の大戦の折、平成天皇が学習院在学中に疎開した「日光金谷ホテル」にて昼食、当時教室として



金谷ホテル前

使用されたという食堂等を見学し、紅葉美しい龍王峽を見物し宿泊先の鬼怒川観光ホテルに到着。夕食時に参加者の自己紹介をし、懇親をす

ると共に、地価評価の高騰に伴う固定資産税の上昇や、サブプライム問題に関連する景気の悪化に対して21ブ

ロックとして今後どのような活動をしたらよいか当参加者の忌憚のない意見交換がなされた。

翌22日、「田母沢御用邸記念公園」を見学し、疎開中の平成天皇の生活の一端を伺い、日光東照宮に向かった。



東照宮に向かう参加者

東照宮では、今回講師役を御願ひした菅野先生の案で、厩の「三猿」水盤社の彫刻、陽明門の「逆さ柱」奥の院入り口

の「眠り猫」等に関する説明を聞き、今までと違って教養高く東照宮の見学が出来た。

又、拝殿でも、近年に「逆さ柱」が2本見つかったとの説明も聞き全員興味津々で見学した。

昼食後一路神宮前に帰り、4時30分、無事に解散した。

まいど青年部

青年部会意見交換会

去る11月28日(金)、恒例の渋谷税務署と青年部会による意見交換会が開催されました。増田青年部会長の挨拶に続き、第一部では菅原副署長に「税のよもやま話」との演題でご講演をいただきました。江戸時代の村や町の構成・自治・税の仕組み・通貨制度、前赴任地である堺の町の歴史等、どれも興味深い話ばかりで時

間が限られていたことが残念でした。

休憩後の第二部は菅原副署長のほか高副署長、町田統括官、堀上席も交えて意見交換会を行いました。石田法人会副会長の挨拶で始まり、非常に和やかな雰囲気でお話も



増田部会長挨拶



講師：菅原副署長



石田副会長挨拶



司会：吉田副部会長



講演会

弾みました。楽しく有意義な時間はあっという間に過ぎ、森女性部会長に最後、ご挨拶いただいで閉会となりました。

e-Taxを体験してみよう！



科学の不確実性 (その2)

法政大学教授 藤倉 良

地球温暖化の不確実性

不確実性が話題になる環境問題といえば、地球温暖化です。

国際的専門家会合であるIPCCの第4次報告書は相当踏み込んだ表現を用いて、人為的に排出された二酸化炭素などの温室効果ガスによって、地球が温暖化していると考えられると報告しています。しかし、その報告は信頼できないと指摘する研究者もいます。

日々の天気である「気象」や、その長期的な傾向である「気候」は、さまざまな要素が複雑に絡み合った結果生じます。大気中の二酸化炭素を増やしたら地球はどうなるかを、実験して確かめることはできません。コンピューターを使って計算(シミュレーション)するしかありません。

そのためには、気候に影響を与える要素と、それらの間の関係を表す式を入力しなければなりません。無数にある要素から、どれを入力するかということも大変ですが、それぞれの関係も簡単には決まりません。

雲は地球を冷やすか

雲を考えてみましょう。二酸化炭素が増えて、気温が上昇すれば、海から蒸発する水も増えます。そうなれば、雲が増えます。さて、雲は気温をどう変えるでしょうか。

雲が増えれば、より多くの太陽光が上空で反射され、地表に届く光は減少します。その結果、気温は低下します。雲は地球を冷やす働きをします。

しかし、逆の場合もあります。

晴れた冬の朝は寒いです。雲がないと、地表面の熱が夜の間に上空へ逃げってしまうため、気温が低下するからで、放射冷却現象といえます。今度

は、雲が増えれば、放射冷却現象が妨げられ、気温が上昇します。

雲は、気温を上げること、下げることでもあります。どちらになる

かには、さまざまな要因が関係してきます。ですから、温暖化で雲が増えたら、その後どうなるかを簡単に決めることはできません。



後悔しない政策

地球温暖化の科学は、コンピューターの進歩と表裏一体です。コンピューターの能力が上がるにつれて、計算可能な変数や式の数が飛躍的に増えました。今では、過去百年間の世界の平均気温は、ほぼ再現できるようになりました。だから、将来の予測もある程度できるといわれます。

しかし、過去をさらに数世紀さかのぼって平均気温を再現することは、まだできていません。そのため、コンピューターによる将来予測が可能であるのか、疑う研究者もいるのです。

温暖化の科学が不確実性を抱えていることは事実です。しかし、不確実だから何もしないで良いというわけではないと私は考えます。

石油や石炭などの化石燃料はいずれ枯渇します。地下資源をなるべく長く持たせるという意味でも、エネルギーの節約には意味があります。

万一、IPCCの結論が間違っていて、二酸化炭素で温暖化していないということがわかったとしても、現在の省エネは無意味ではありません。このことから、省エネを進める政策は、「後悔しない政策」であるといえるのです。

平成20年11月入会の新入会員をご紹介します(順不同/敬称略)

ブロック	法人名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業種
1	(有)フラワーアンドカンパニー	猪井 明子	渋谷区恵比寿4-5-25-512	5793-3363	サービス業
1	(株)インワードエージェント	浦野 和美	渋谷区恵比寿4-20-3	5789-5338	不動産業
6	(株)ヘルツ	近藤 晃理	渋谷区渋谷2-7-12	3406-1510	皮革製造販売
6	(株)フィナンシャルアドバイザーズ	泉水 京	渋谷区渋谷2-16-8	5468-0717	不動産
10	(株)エヌエイチケイプラネット	佐藤 悠	渋谷区神山町4-14	3481-7857	映像ソフト・催事企画
14	(株)メゾンブルトヌ	モルルダヴィット	渋谷区笹塚3-19-6-1F	6304-2855	飲食業
16	(有)三裕総合企画	高野 裕輔	渋谷区本町4-35-8-3号室	5350-2539	建築業・リフォーム・清掃業
18	(株)SSL	木ノ本直記	渋谷区代々木1-23-7	5304-0792	IT関連
18	(株)都市再生研究所	清水 一久	渋谷区代々木2-11-20	5304-7101	不動産、賃貸管理業
19	リコレリーサ(株)	今野 清	渋谷区千駄ヶ谷3-61-3-217	3479-0135	広告・サービス・イベント制作
20	(有)ホワイトティガ	若王子 泰	渋谷区神宮前2-16-13-102	5786-1198	衣料品卸
20	(株)アンティローザ	藤田 祐嗣	渋谷区神宮前2-18-7	3746-2151	衣料品販売業
21	(株)シーブランニング	井本 恒雄	渋谷区神宮前4-3-15	5414-3176	ファシリティコンサルタント
21	エンパイロメント・エヌ・イ(株)	大川 渡	渋谷区神宮前4-18-6	5775-3646	情報システム
21	(株)グリーンエンタープライズ	高松 弘	渋谷区神宮前5-8-1	5485-3890	不動産貸ビル業

あなたと都税

1

- 都税についてのお知らせ -

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成21年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成21年2月2日(月)

・平成20年税制改正において耐用年数省令の見直しが行われ、機械及び装置を中心に減価償却資産の耐用年数表が変更されました。固定資産税(償却資産)においては、既存資産を含めて、平成21年度分から、改正後の耐用年数表が適用となります。また、申告に際して、省令改正の適用に関する記載が必要になります。

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX エルタックス(地方税ポータルシステム)ホームページ <http://www.eltax.jp/>



詰将棋 解答

▲2二銀△同飛▲5三角成△同銀▲7一飛成△4二玉▲4一竜まで七手詰め。

解説

▲4二飛成は△同玉▲2二飛△4三玉▲3二馬△3四玉で失敗です。

まず▲2二銀が正解で△同玉は▲4二飛成△1一玉▲1二飛です。

△2二同飛には▲同飛成ではなく▲5三角成が継続の好手です。

そして△同銀に▲7一飛成とすれば△4二玉に▲4一竜までです。

エルタックス

検索

クリック

サポートデスク ☎ 0570-081459

(IP電話・PHSから:03-5339-6701)

午前8時30分から午後8時00分まで(土日祝・年末年始を除く)

【お問い合わせ】東京都渋谷都税事務所固定資産税課 償却資産係 電話 03-3463-4311 内271

- 都税についてのお知らせ -

23区内に土地をお持ちの方へ
住宅用地(23区内)の申告はお済みですか？

~ 住宅用地(23区内)は、
固定資産税・都市計画税が軽減されます ~

住宅用地とは	住宅の敷地として利用されている土地
申告が必要な場合	住宅を新築・増築した場合 住宅の全部または一部を取り壊した場合 住宅を建て替える場合 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合 土地の用途(利用状況)を変更した場合 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合
申告方法	「固定資産税の住宅用地等申告書」に必要事項をご記入のうえ、土地が所在する区にある都税事務所の土地係に提出してください。
申告期限	平成21年2月2日(月)

【問い合わせ先】東京都渋谷都税事務所固定資産税課土地係
電話 03-3463-4311 内 293

- 都税についてのお知らせ -

「還付金詐欺」にご注意ください

主税局や税務職員を装い、医療費や税金などの還付金があると言葉巧みにだまして、携帯電話から指定した電話番号にかけるよう指示し、金融機関等のATM(現金自動預払機)を操作させ、多額の金額を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも多発しています。(実際に被害が発生しています。)

主税局では、還付金をお渡すために、金融機関等のATMの操作を求めることは絶対にありません。ATMの操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。

不審に感じた場合は、相手の氏名、所属する部署名を確認のうえ、指定された電話番号にはかけずに、最寄りの都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係(03-5388-2924)までご連絡ください。

万が一被害にあってしまったら、まずは警察に連絡してください。また、平成20年6月21日に施行された「振り込み詐欺救済法」により、被害回復分配金の対象になる場合があります。分配を受けるには、金融機関への申請が必要です。詳しくは、振り込みを行った先の金融機関にご相談ください。

【お問い合わせ先】

東京都渋谷都税事務所相談広報担当(03-3463-4311 内306)
または主税局総務部相談広報係(03-5388-2924)

●1月の税務

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - 提出期限...本年最初の給与支払日の前日
 - 提出先...給与の支払者(所轄税務署長)
- 支払調書の提出 提出期限...2月2日
- 源泉徴収票の交付
 - 交付期限...2月2日
 - 交付先...(イ)所轄税務署長(ロ)受給者
- 固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限...2月2日
- 個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分) 納期限...1月中で市町村の条例で定める日
- 20年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 納期限...1月13日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月13日までに納付、納期特例届出書提出者は1月20日までに納付)
- 11月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税 申告期限...2月2日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税 申告期限...2月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税 申告期限...2月2日
- 5月決算法人の中間申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ...半期分 申告期限...2月2日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 申告期限...2月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分) 消費税・地方消費税 申告期限...2月2日
- 給与支払報告書の提出
 - 提出期限...2月2日
 - 提出義務者...1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - 提出先...給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

詰将棋

出題 六段 沼 春雄

ヒント

うまい捨て駒で7二の飛車の活躍を実現させて下さい。

(考慮10分で初段)



大阪 鮎
茶 巾 鮎

住 所 東京都渋谷区神宮前6丁目29番4号
E L (3407) 5858
地 下 鉄 千代田線・副都心線 明治神宮前駅下車
J 業 時 原宿駅下車
営 業 間 9:00AM~5:00PM (ラストオーダー)
定 休 日 毎週火曜日(月1回 月・火連休)
U 業 時 休 日 www.hachiku.jp



 Iwaki®
<http://www.iwakioptic.co.jp/>